

# 八事斎場再整備事業 実施方針

---

令和5年2月

名古屋市



## 目次

<b>第1 事業内容に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業名称.....	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者.....	1
(4) 事業の背景及び目的.....	1
(5) 事業範囲.....	2
(6) 事業期間中に市が継続して行う業務.....	3
(7) 事業方式.....	3
(8) 事業期間 .....	3
(9) 事業スケジュール.....	3
(10) 事業者の収入.....	4
(11) 事業に必要な根拠法令等.....	4
<b>第2 民間事業者の募集及び事業者の選定に関する事項</b> .....	<b>5</b>
1 民間事業者の募集及び事業者選定の方法.....	5
2 選定の手順及びスケジュール（予定） .....	5
3 応募手続き等 .....	5
(1) 実施方針等に関する説明会.....	5
(2) 現地見学会.....	5
(3) 実施方針等に関する質問受付、回答公表.....	6
(4) 閲覧・貸与資料の交付.....	6
(5) 入札公告、入札説明書等の公表・交付.....	6
(6) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表.....	7
(7) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知.....	7
(8) 官民対話の実施.....	7
(9) 入札書及び事業提案書の受付.....	7
4 応募者の参加資格要件.....	7
(1) 応募者の構成員.....	7
(2) 応募者の構成等.....	8
(3) 応募者の備えるべき参加資格要件等.....	9
(4) 各業務にあたる者の参加資格要件.....	10
(5) 応募者の構成員の変更.....	11
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	12
(1) 審査に関する基本的な考え方.....	12
(2) 審査手順.....	12
(3) 落札者の決定・公表.....	13
(4) 事業者の選定.....	13
(5) 事業の取り消し.....	13

6	契約に関する基本的な考え方.....	13
	事業契約の締結.....	13
7	提出書類の取扱い.....	13
	(1) 著作権等.....	13
	(2) 資料の公開.....	14
	(3) 特許権等.....	14
<b>第3</b>	<b>事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>15</b>
1	リスク分担の考え方.....	15
	(1) リスク分担の基本的考え方.....	15
	(2) 想定されるリスクと責任分担.....	15
2	要求する性能等 .....	15
3	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	15
	(1) 事業者の責任の履行について.....	15
	(2) 契約保証金の納付等.....	15
4	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	15
	(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法.....	15
	(2) モニタリングの費用の負担.....	15
	(3) モニタリングの結果に対する措置.....	15
<b>第4</b>	<b>公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1	立地に関する事項.....	17
2	施設要件等に関する事項.....	17
3	土地に関する事項.....	17
<b>第5</b>	<b>事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	<b>18</b>
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	18
2	管轄裁判所の指定.....	18
<b>第6</b>	<b>その他事業の実施に関して必要な事項</b> .....	<b>19</b>
1	情報提供 .....	19
2	市会の議決等 .....	19
	(1) 都市計画決定.....	19
	(2) 債務負担行為の設定.....	19
	(3) 設計・工事請負契約の締結等.....	19
3	応募に係る費用の負担.....	19
4	問合せ先 .....	19

【別紙資料一覧】

別紙 1	事業予定地
------	-------

【様式一覧】

様式 1	実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書
様式 2	実施方針等に関する質問書
様式 3	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 4	秘密保持誓約書
様式 5	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書

【用語の定義】

用語	定義
本書	本実施方針をいう。
本事業	「八事斎場再整備事業」をいう。
市	名古屋市をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理、火葬炉の設計及び製作の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体（JV）をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	評価会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
代表企業	応募者を構成する企業のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と設計・工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
本施設	新設施設、仮設施設及び既存施設の全てをいう。
新設施設	新斎場等をいう。詳細については、要求水準書（案）による。
仮設施設	獣し棟用仮設管理事務所をいう。詳細については、要求水準書（案）による。
既存施設	斎場棟等をいう。詳細については、要求水準書（案）による。
評価委員	学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、名古屋市長が選任する者をいう。
評価会議	評価委員から意見を聴取し、又は意見交換を行うことを目的として開催する会議のことをいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書（案）を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）等を示す。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足している

用語	定義
	か、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、自ら監視・確認する行為をいう。

## 第 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

八事斎場再整備事業

### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

#### ア 名称

名古屋市立八事斎場

#### イ 種類

火葬場

### (3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

### (4) 事業の背景及び目的

市は、名古屋市立八事斎場（以下「八事斎場」という。）を、大正 4 年 6 月から供用を開始し、昭和 45 年度に全面改築を行った。その後、昭和 59 年度から 62 年度にかけて火葬炉の入れ替え工事を実施し、環境保全対策として排煙の無煙・無臭化工事及び重油から都市ガス燃料への転換を図り、46 基の火葬炉により市内の火葬需要に対応してきた。

平成 27 年 7 月には、増加する火葬需要に対応するため、港区南陽地区に 30 基の火葬炉を備えた名古屋市立第二斎場（以下「第二斎場」という。）の供用を開始し、現在、市内では八事斎場と第二斎場の 2 か所で市内の火葬需要に対応している。

第二斎場では、1 基につき 1 室の告別収骨室、休憩室が完備され、会葬者のプライベート空間が確保されている一方、八事斎場では炉前のホールでお別れや収骨を行う様式になっているなど、施設機能面において、提供できるサービスに違いが生じている。

加えて、八事斎場は現在、経年劣化による施設の老朽化、設備機器等の故障が発生しており、このまま使用し続けた場合、火葬件数がピークになる時期には、八事斎場は使用できないことが想定される。その場合、第二斎場のみでは市内の火葬需要に対応ができず、恒常的な火葬待ちが発生し、市民サービスが著しく低下する。これらの課題を解消するために早急に再整備を進める必要がある。

そこで、本事業はこれらの課題への対応を目的として、八事斎場の敷地内において再整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業の再整備を効果的・効率的に実施するために民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

#### 【整備の方針】

#### ア 施設の老朽化・火葬需要への対応

経年劣化による施設の老朽化への対応として、施設全体の再整備を行う。

また、将来的な火葬需要の推計に基づき、火葬件数がピークとなる頃においても対応できるよう、適切な施設規模、火葬炉数を備えた斎場に再整備する。

#### イ 大規模災害への対応

耐震性の高い施設とするとともに、非常用発電設備、燃料貯蔵設備及びコージェネレーションシステム等を設置し、インフラが寸断された場合においても、火葬業

務を継続できるようにする。

#### ウ プライバシーの確保

告別収骨室などの個室を設け、会葬者のプライバシーを確保した空間づくりを行う。また、できる限り会葬者同士が交錯しない動線となるよう配慮した施設とする。

#### エ 高度な排ガス処理設備の導入

第二斎場と同様に最高水準の排ガス処理設備を設置し、ダイオキシン類などのさらなる低減を図る。

#### オ バリアフリー化

高齢者や障害者を含めたすべての会葬者の方々が利用しやすいようユニバーサルデザインに考慮し、分かりやすくバリアフリーな施設を整備する。

### (5) 事業範囲

事業者が実施する業務は、以下に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札説明書等において示す。

#### ア 統括管理業務

統括マネジメント業務

#### イ 設計業務

- (ア) 事前調査及びその関連業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 各種関係機関との調整業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) 既存猷し棟の稼働継続にあたっての検討業務
- (カ) その他設計業務において必要な業務

#### ウ 建設業務

- (ア) 建設工事着手前業務
- (イ) 建設業務及びその関連業務
- (ウ) 完工後業務
- (エ) 什器・備品等設置業務
- (オ) 施設の引渡し業務
- (カ) 各種関係機関との調整業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他建設業務において必要な業務

#### エ 既存施設の解体・撤去等業務

- (ア) 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 解体・撤去に係る設計業務
- (ウ) 解体・撤去に係る工事着手前業務
- (エ) 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- (オ) 完工後業務

- (カ) 各種関係機関との調整等業務
- (キ) セルフモニタリング業務
- (ク) その他解体・撤去等業務において必要な業務

#### オ 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務

- (ア) 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 仮設管理事務所設計業務
- (ウ) 仮設管理事務所設置着手前業務
- (エ) 仮設管理事務所設置・撤去業務
- (オ) 完工後業務
- (カ) 備品設置業務
- (キ) 各種関係機関との調整等業務
- (ク) セルフモニタリング業務
- (ケ) その他仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

#### カ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) 工事監理状況の報告業務
- (ウ) 各種関係機関との調整への協力業務
- (エ) セルフモニタリング業務
- (オ) その他工事監理業務において必要な業務

#### (6) 事業期間中に市が継続して行う業務

市は、Ⅱ期工事期間を除く事業期間中に以下の業務を行う。

- ア 動物火葬受付業務
- イ 火葬料金徴収業務
- ウ 動物炉運転業務
- エ 動物炉維持管理業務

#### (7) 事業方式

本事業は設計・施工一括発注方式により実施することで、事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図るものとする。

#### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日まで（予定）とする。

#### (9) 事業スケジュール

令和10年6月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。

なお、事業提案書により④引渡し（新設施設及び外構）、⑥供用開始日及び⑧引渡し（本施設全体）を以下に記載の日付より早くした場合は、その期間とする。

事業期間		
I 期	①設計期間	契約締結日 ～
	②猷し棟用仮設管理事務所設置業務	令和6年11月～令和7年2月
	③建設期間 擁壁整備・既存斎場棟等解体工事 新施設等建設工事	令和7年4月～ ※令和6年度末までは既存施設が継続稼働中 であるため、令和6年度末までは必要な駐車 場台数を確保するなど、業務に支障がない工 事のみ施工可。
	④引渡し（新施設及び外構）	令和10年4月1日
	⑤稼働準備期間	令和10年4月1日～令和10年5月31日
	⑥供用開始日	令和10年6月1日
II 期	⑦既存猷し棟解体工事・ 猷し棟用仮設管理事務所撤去	令和10年6月1日～令和10年9月30日
	⑧引渡し（本施設全体）	令和10年10月1日
休場期間		令和7年4月1日～令和10年5月31日

#### (10) 事業者の収入

市は本事業の業務に係る対価について、設計・工事請負契約に基づき事業者に支払う。

#### (11) 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書「別紙 02 遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が適用される。

### 2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和5年2月3日	実施方針等の公表
令和5年2月15日	実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込受付締切
令和5年2月20日	実施方針等に関する説明会、現地見学会の実施
令和5年2月28日	実施方針等に関する質問受付締切
令和5年3月24日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和5年5月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和5年6月	入札説明書等に関する質問受付締切
	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
	資格審査結果の通知
令和5年7月	入札説明書等に関する質問回答の公表
	官民対話の実施
令和5年9月	入札書、事業提案書の受付締切
令和5年11月	事業提案書に関するヒアリングの実施
	落札者の決定
令和5年12月	審査講評の公表
	契約（仮契約）の締結
令和6年3月	契約の締結

### 3 応募手続き等

#### （1）実施方針等に関する説明会

本事業への事業者の参入促進のため、次のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。参加希望者は、「様式1 実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書」を令和5年2月15日（水）17時までに名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課へ提出すること（提出方法の詳細は様式1を参照すること）。

#### 【説明会】

開催日時：令和5年2月20日（月）14時から

開催場所：名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番地

名古屋市立八事斎場

#### （2）現地見学会

希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。

参加希望者は、「様式1 実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書」を令

和5年2月15日(水)17時までに名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課へ提出すること(提出方法の詳細は様式1を参照すること)。

#### 【現地見学会】

開催日時：令和5年2月20日(月)15時から

開催場所：名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番地  
名古屋市立八事斎場

#### (3) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

説明会及び現地見学会では、質問を受け付けず、実施方針等に関する質問は実施方針等の公表日から令和5年2月28日(火)17時までの間、名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課において電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【八事斎場再整備事業】実施方針等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。質問の書式については、「様式2 実施方針等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は令和5年3月24日(金)に、公表を予定している。

なお、質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等、民間事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き市ホームページにおいて公表する。

#### (4) 閲覧・貸与資料の交付

様式に定める書類の提出を条件とし、閲覧・貸与資料の交付を以下のとおり行う。交付を希望する者は、事前に本書「第6-4 問合せ先」に連絡すること。必要書類を提出した上で、閲覧・貸与資料の交付を行うものとする。

#### 【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式3 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式4 秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与の交付方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

#### 【閲覧・貸与資料の交付】

受付期間：令和5年2月3日(金)～入札書・事業提案書の受付締切まで

閲覧・貸与場所：名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

#### 【廃棄】

閲覧・貸与資料の交付を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式5 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和5年6月30日(金)までに、本書「第6-4 問合せ先」に直接持参又は郵送等にて提出すること。

#### (5) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を令和5年5月(予定)に行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

#### (6) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。  
その質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等、民間事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き市ホームページにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### (7) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

#### (8) 官民対話の実施

入札公告後、市は、主に以下の内容を目的として官民対話を実施予定である。

- ア 市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進
- イ 官民の役割分担やリスク分担への認識齟齬の最小化
- ウ 本事業において市が要求するサービス水準未達の防止
- エ ア～ウを以て創意工夫の発揮による優れた提案の提出

なお、官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加申込者に対して、別途連絡する。

官民対話の結果（質問回答等）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き公表する予定である。なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

#### 【官民対話（予定）】

開催日時：令和5年7月24日（月）

開催場所：申込締切後に別途案内

#### (9) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### 4 応募者の参加資格要件

#### (1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体（JV）を結成し、各業務を担う構

成員の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。

## (2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、以下のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 本施設の建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 の規定に基づき配置するものとする。）

(エ) 火葬炉の設計及び製作を行う企業

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、建設業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ建設業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（代表企業）を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ 上記イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

### (ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b において同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）

を現に兼ねている場合

- c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) **その他入札の適正さが阻害されると認められる場合**

組合（組合とは民法 667 条における組合契約となる団体を言う、なお、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) **応募者の備えるべき参加資格要件等**

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 入札公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続の申立てを含む。）
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）
- ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）

によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとする者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- コ 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- サ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、「(2) 応募者の構成等 オ」と同じ者をいう。
  - a 評価会議の評価委員、又は当該委員が属する企業
  - b 日本工営都市空間株式会社
  - c 西脇法律事務所

#### (4) 各業務にあたる者の参加資格要件

##### ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、(ア)(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は 1 者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が 1 者の場合、(ウ)を満たす者を主として設計業務を実施すること。

- (ア) 令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 平成 20 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡し完了した火葬炉数が 10 基以上の火葬場の新築または改築にかかる設計の実績を有する者であること。
- (エ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札説明書等において示す。

##### イ 建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を行う企業

建設業務、既存施設の解体・撤去等業務及び獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を複数の者で実施する場合は、(ア)(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は 1 者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が 1 者の場合、(ウ)を満たす者を主として建設業務を実施すること。

- (ア) 令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者であること。

(ただし、共同企業体でAランクの企業を除く)。

- (イ) 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 平成20年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として完成、引渡しが完了した延べ面積が4,800平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事(改修工事を除く。)を施工した実績を有する者であること。
- (エ) 上記(4)ア(エ)に同じ。

#### ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の者で実施する場合は、(ア)(イ)は全ての者が満たし、(ウ)は1者以上が満たすこと。なお、(ウ)を満たす者が1者の場合、(ウ)を満たす者を主として工事監理業務を実施すること。

- (ア) 上記(4)ア(ア)に同じ。
- (イ) 上記(4)ア(イ)に同じ。
- (ウ) 上記(4)ア(ウ)に同じ。
- (エ) 上記(4)ア(エ)に同じ。

#### エ 火葬炉の設計及び製作業務を行う企業

火葬炉の設計及び製作を行う者は、以下の条件を満たす1者とする。

- (ア) 令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「工事請負」、申請業種・品目「機械設備工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 平成20年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡し完了した火葬炉数が10基以上の火葬場の新築又は改築にかかる火葬炉の設計及び製作の実績を有する者であること。
- (エ) 上記(4)ア(エ)に同じ。

#### (5) 応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

## 5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 審査に関する基本的な考え方

評価会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の評価を行う。評価会議の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。また、市は、評価会議の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う。

### (2) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画等の事業提案を評価会議が総合的に評価する。審査の主な視点は以下のとおりである。

#### ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認を行い、その結果を各応募者に通知する。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

#### イ 提案審査

##### (ア) 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎審査項目（予定価格を除く）の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることを確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

##### (イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対する評価会議での評価に基づき、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下の事項を想定しており、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

#### 【審査事項（想定）】

- ・ 事業実施に関する事項
- ・ 施設整備に関する事項
- ・ 火葬炉の設計及び製作に関する事項
- ・ 工程に関する事項

- ・ 価格に関する事項 等

### (3) 落札者の決定・公表

市は、評価委員の意見を基に落札者を決定する。市は、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

構成員	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	--------------------------

#### ※不正 2 事由

- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

### (4) 事業者の選定

落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

### (5) 事業の取り消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### 事業契約の締結

市は、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、市会の議決を経た後に契約を締結するものとする。

## 7 提出書類の取扱い

入札参加者より提出された事業提案書は、返却しないものとする。

### (1) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者

に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

## **(2) 資料の公開**

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

## **(3) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の考え方

##### (1) リスク分担の基本的考え方

市と事業者は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき適正にリスクを分担し、事業に係る総リスクを低減することで、より質の高いサービスの提供を目指すものとする。

事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### (2) 想定されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担にかかる詳細事項は、設計・工事請負契約書（案）において示す。

#### 2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

#### 3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

##### (1) 事業者の責任の履行について

事業者は、設計・工事請負契約書（案）に従って責任を履行すること。

##### (2) 契約保証金の納付等

市は、設計・工事請負契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険による事業期間中の履行保証を求めることを想定している。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

#### 4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

##### (1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法

市は、要求水準の達成状況等を把握する為に、モニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において示すものとするが、詳細な実施方法については、契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

##### (2) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については、入札説明書等において示す。

##### (3) モニタリングの結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、入札説明書等に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は「要求水準書別紙 03 モニタリング基本計画書」に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善期限を経過しても改善されない場合、市は設計・工事請負契約を解除することもありうる。改善勧告等のモニタリングに係る詳細な手続きについては入札説明書等において示す。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業予定地」における「1. 立地」に示す。

### 2 施設要件等に関する事項

既存施設の概要については、「別紙1 事業予定地」における「2. 施設概要」に示すこととし、整備後の施設概要は、次のとおりである。

八事斎場 (整備後)	事業地面積	15,191.29 m <sup>2</sup>	
	事業区域面積	16,249.72 m <sup>2</sup>	
	延床面積	約 14,000 m <sup>2</sup>	
	配置	敷地東側（現在の斎場棟付近）	
	構造	事業者提案による	
	階数	事業者提案による	
	火葬炉数	人体	24基（うち大型炉4基含む）
		動物	2基
	告別収骨室	12室以上 ※ただし可能な限り火葬炉1基に対して、1室の部屋を設けること	
	霊安室	1室	
	待合室	20室以上	
	待合ホール	各階（会葬者の利用しない階を除く）に1か所以上	
	動物お別れ室	1室	
	動物霊安室	1室	
駐車場	一般車両：70台以上（車いす用5台以上を含む） マイクロバス：20台以上 サービス・職員用：10台以上 動物炉利用者用4台以上：（車いす用1台を含む）		

※事業区域面積は現状の想定面積であり、提案内容や関係部署との協議により対象範囲が変わります。

### 3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件については、「別紙1 事業予定地」における「3 敷地概要」に示す。

## **第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

### **1 係争事由に係る基本的な考え方**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書（案）に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

### **2 管轄裁判所の指定**

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 その他事業の実施に関して必要な事項

### 1 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

### 2 市会の議決等

#### (1) 都市計画決定

用途地域を第一種住居地域から第二種住居地域へ変更する予定である。

#### (2) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和5年2月に開催される定例市会に上程する予定である。

#### (3) 設計・工事請負契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる設計・工事請負契約の締結に関する議案を令和6年2月に開催される定例市会に上程し、議決を経た上で設計・工事請負契約を締結する予定である。

### 3 応募に係る費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4 問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

(名古屋市役所 本庁舎1階)

- 住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 電話：052-972-2654
- メールアドレス：shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
- ホームページ：<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000160475.html>

※なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

以上